

# I 年次報告書の考え方

## 1 年次報告書について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、第三次行動プラン）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告書」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告書は、2018（平成30）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

## 2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

### 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

### 施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

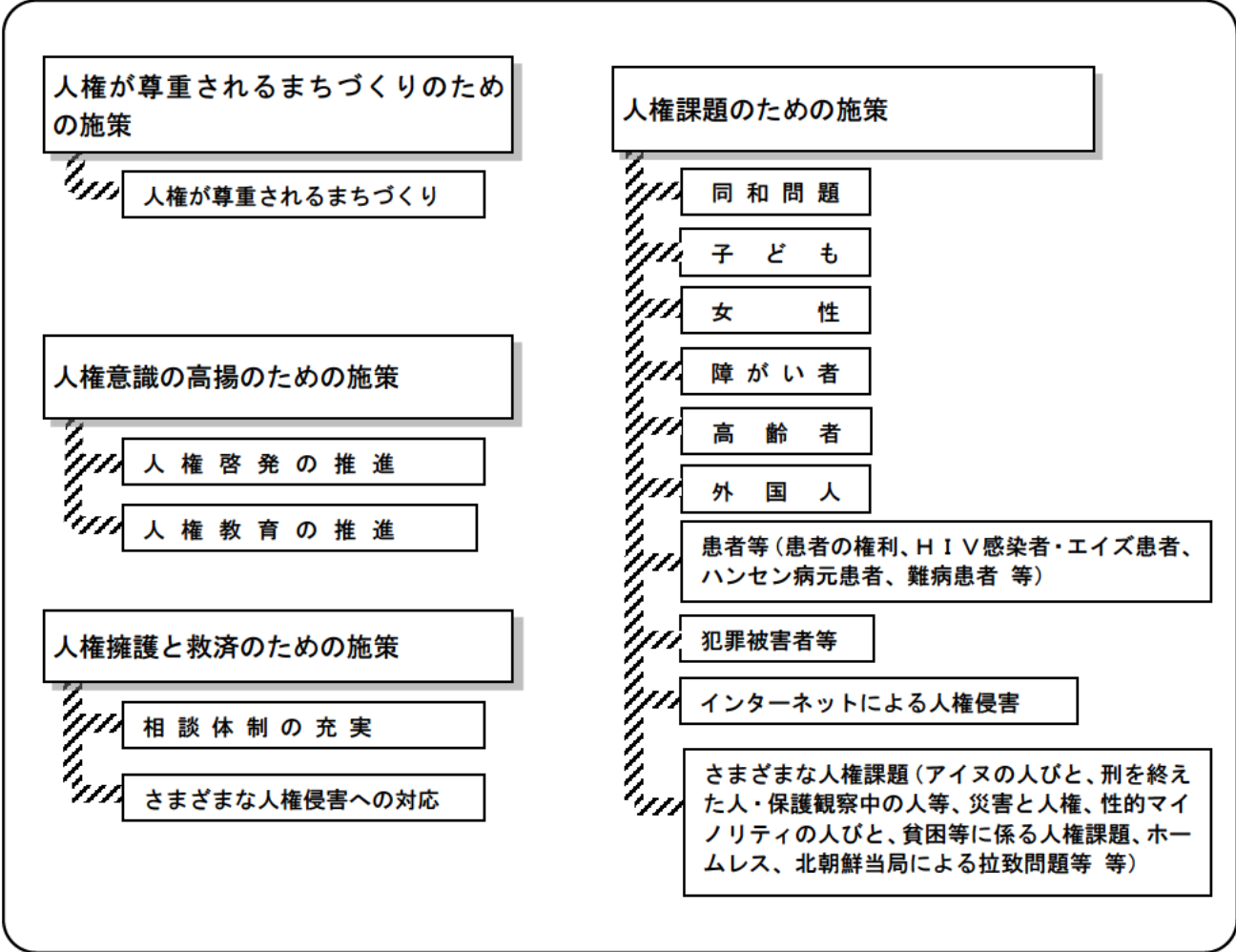
### 施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

### 施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」施策体系図】



## Ⅱ 平成 30 年度をふりかえって

### 1 数値目標の達成状況について

第三次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		平成 29 年度 上：目標値 下：実績値	平成 30 年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 (※1)	40.5%	41.5%	0.95
		36.8%	39.5%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数(※2)	35 団体	35 団体	1.00
		35 団体	36 団体	
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度(※3)	99.0%	100%	0.97
		97.3%	97.1%	
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合(※4)	90.1%	96.6%	1.00
		90.5%	98.1%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度(※5)	98.0%	99.0%	0.99
		97.7%	98.9%	

#### 【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

## 2 人権をめぐる国際社会と国内の状況

### 【国際社会の状況】

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。

国際社会においては、国連を中心に人権への取組が進められています。

2018（平成 30）年 8 月 30 日、人種差別撤廃委員会は、日本の人種差別撤廃条約の実施状況に関する総括所見（最終見解）を公表しました。この所見では、2016（平成 28）年の「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」、翌年の「技能実習法」などの立法措置を評価しつつも、多くの課題についての懸念と勧告を述べています。

2018（平成 30）年 12 月 17 日、第 73 回国連総会本会議において、我が国及び EU が共同提出した北朝鮮人権状況決議がコンセンサス採択されました。この決議は、前年の国連総会決議を基に、北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国を可能な限り早期に実現することを期待するなどの内容となっています。

### 【国内の状況】

#### 〈人権が尊重されるまちづくり〉

国連は、1994（平成 6）年の『人権教育のための国連 10 年』行動計画』等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組については、2010（平成 22）年 11 月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格である ISO 26000 が発行されました。この ISO 26000 は、JIS（日本工業規格）化され、2012（平成 24）年 3 月 21 日に JIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定され、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあると考えられます。

2016（平成 28）年の「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の施行を受け、人権啓発や人権相談等、差別の解消をめざした具体的な取組が求められています。

#### 〈人権意識の高揚～人権啓発・人権教育の推進〉

国連においては、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12 月 4 日～10 日の 1 週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

また、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、現在は、その第3段階となっています〔2015（平成27）年～2019（平成31）年〕。第3段階は、第1段階の初等・中等学校における人権教育や第2段階の高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育への取組を強化しつつ、メディア従事者、ジャーナリストに対する人権教育を促進することとしています。2018（平成30）年9月10日から28日にかけて開催された、国連人権理事会では、その第4段階〔2020（令和2）年～2024（令和6）年〕として、重点対象を「若者」に置くとともに、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議しました。また、これまでの3段階についての取組を強化するよう呼びかけ、「持続可能な開発目標」（SDGs）の目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」こととの連携を盛り込んでいます。

国においては、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

法務省人権擁護局は、法務省の人権擁護機関等における活動の周知を図るため、公式 Facebook ページで法務省人権擁護局が所管している施策や取組、イベント等に関する情報提供を2017（平成29）年12月から始めました。

文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、2004（平成16）年から2008（平成20）年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。また、2009（平成21）年と2013（平成25）年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、2011（平成23）年から2015（平成27）年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例をウェブサイトで紹介しています。加えて、学校教育における人権教育調査研究協力者会議を設置しており、2018（平成30）年1月には、各都道府県・指定都市教育委員会が作成した「人権教育指導資料」や、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施が議題となっています。

## 〈人権擁護と救済～相談体制の充実 さまざまな人権侵害への対応〉

法務局は、人権侵害事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。また、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し、実施しています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対応のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、日本語を自由に話すことの困難な外国

人等からの人権相談としては、全国 50 の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設けており、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の 6 言語による相談に応じています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設しています。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

## 〈個別の人権課題〉

### (1) 同和問題

2016（平成 28）年 12 月に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。

内閣府が 2017（平成 29）年 10 月に実施した「人権擁護に関する世論調査」で「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 40.1%で最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」が 27.9%、「身元調査をされること」が 27.6%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 23.5%などの結果となりました。「部落差別解消推進法」を受け、これらの問題を解決していくための取組が必要です。

「部落差別解消推進法」が制定された背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」は、法務省に削除要請等を行っています。また、「部落差別解消推進法」等が施行されたことをふまえ、通信関連事業者団体等をつくる、一般社団法人テレコムサービス協会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂が行われており、当該モデル条項の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」としていわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説が明記されました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

福岡県は、2019（平成 31）年 3 月 1 日に、1995（平成 7）年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」をふまえた規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。また、奈良県は同年 3 月 22 日に「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

### (2) 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の

発生件数は 63,325 件、いじめの認知件数は 414,378 件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、2018（平成 30）年には、学校におけるいじめ事案が 2,955 件、教育職員による体罰に関する事案が 263 件となっています。

全国人権擁護委員連合会は、いじめの問題を抱える子どもたちや保護者が身近な相談相手として人権擁護委員をより多く活用するよう、2017（平成 29）年 7 月に「いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ」を国民の皆さんに発信しました。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016（平成 28）年度には 12 万件を超え、5 年前と比べて倍増しているとともに、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。また、2018（平成 30）年 3 月には、東京都目黒区で度重なる虐待を受けていた 5 歳女児が死亡し、女児の両親が逮捕された事件が発生しました。7 月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしています。

### （3）女性

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「男女雇用機会均等法」）」（昭和 47 年法律第 113 号）をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティハラスメント等）の問題も多く発生しています。

2018（平成 30）年 5 月 23 日には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、基本原則、国や地方公共団体・政党等の責務など、基本的施策を定めています。

また、内閣府は、2018（平成 30）年 12 月に「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」を公表しました。それによると、第 4 次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する 52 の目標項目で、前回公表時以降に最新値が更新された 45 目標項目のうち 40 項目で数値が改善したことが報告されています。

法務局が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に関して「夫の妻に対するもの」は 944 件でした。また、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するために、全国 50 の法務局・地方法務局の本局に設置された専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待 1,006 件、セクシュアルハラスメント・ストーカー除く強制・強要 839 件、セクシュアルハラスメント 496 件、ストーカー 395 件となっています。

## (4) 障がい者

2013（平成 25）年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」で、2018（平成 30）年 4 月から精神障がい者を雇用することが企業等に義務付けられました。これをふまえ厚生労働省は、2017（平成 29）年 5 月、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率を、2018（平成 30）年 4 月に 2.0%から 2.2%に引き上げることを決めました。しかし、同年 8 月には、中央省庁や地方公共団体において雇用する障がい者数に係る問題が発覚し、本県においても、障がい者雇用率の算定に誤りがありました。本県としては、今後二度とこのようなことがないよう、再発防止を徹底するとともに、引き続き障がい者雇用の推進に取り組んでいくこととしています。

2017（平成 29）年に内閣府が行った、「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた人の割合が 51.1%と最も高く、また、「障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が 49.9%、次いで「差別的な言動をされること」が 48.7%という結果となりました。

厚生労働省は、2018（平成 30）年 12 月に、「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は 4,649 件、障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報は 2,374 件でした。

## (5) 高齢者

高齢化の進展に伴い、さらに増加が見込まれる認知症高齢者やその介護を行う家族等への支援を図るため、2015（平成 27）年に策定された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が 2017（平成 29）年 7 月に改定され、これまで 2017（平成 29）年度末としていた目標設定年度を新たに 2020（令和 2）年度末に定め、数値目標の変更や具体的な施策を提示しています。

また、政府は、2018（平成 30）年 2 月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。

厚生労働省は 2019（平成 31）年 3 月に、平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は 1,898 件、養護者による相談・通報件数 30,040 件でした。

## (6) 外国人

2018（平成 30）年末の在留外国人数は、約 273 万人で、前年末に比べ約 17 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違い



から、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しており、平成 29 年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果でも、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が 41.3%と最も高くなっています。

2018（平成 30）年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました（一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日施行）。この改正法は、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容としています。

## （7）患者等

法務省や厚生労働省では、H I V 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

しかし、内閣府が 2018（平成 30）年 1 月に実施した「H I V 感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が 52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が 33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は 15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。厚生労働省は、12 月 1 日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連 N G O 等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るために「ハンセン病問題に関するシンポジウム（人権フォーラム 2018 in 沖縄）」を 12 月 16 日に沖縄で開催しました。

偏見・差別をなくすためには、一人ひとりが H I V やハンセン病等に対する正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族等が置かれた立場を理解することが必要です。

## （8）犯罪被害者等

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った途切れのない支援が必要です。

2016（平成 28）年 4 月に閣議決定された「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「# 8 1 0 3（ハートさん）」を導入し、2017（平成 29）年 8 月から運用しています。

また、警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、11 月 25 日から 12 月 1 日までを「犯罪被害者週間」として、広報

啓発事業を実施しています。

## **(9) インターネットによる人権侵害**

2018（平成 30）年に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の 2,217 件を 307 件下回る 1,910 件でした。

スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を読覧するおそれが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、2017（平成 29）年 6 月に改正され、2018（平成 30）年 2 月に施行されました。この法律を受け、2018（平成 30）年 7 月に子ども・若者育成支援推進本部は、法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS 等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 4 次）」を策定しました。

法務省は、2019（平成 31）年 3 月に、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を整理するとともに、人権侵犯性を認めるに至らない場合の取扱いを定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」（平成 16 年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要としているとの見解を示しました。

## **(10) さまざまな人権課題**

### **(アイヌの人びと)**

1996（平成 8）年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の提言を受け、1997（平成 9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。また、2007（平成 19）年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。

2019（平成 31）年 2 月、先住民族への配慮を求める国内外の要請等に鑑み、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

## **(刑を終えた人・保護観察中の人等)**

政府は、2016（平成 28）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定しました。罪を犯した者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

内閣府が 2018（平成 30）年 9 月に行った「再犯防止対策に関する世論調査」で、「再犯防止のために、具体的にどのようなことが必要か」を尋ねたところ、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が 54.6%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が 50.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が 41.3%などの結果となりました。

## **(災害と人権)**

内閣府は 2017（平成 29）年 4 月に、「平成 28 年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。本報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等がまとめられています。

また、2016（平成 28）年の「熊本地震」、2017（平成 29）年の「平成 29 年九州北部豪雨」を受け、2018（平成 30）年 8 月には、「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」を作成しました。

## **(性的マイノリティの人びと)**

2017（平成 29）年、「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることが明記されました。また、人事院規則の運用通知が改正され、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり、許されないことが明確にされました。また、「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれました。その他にも、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重が規定されました。

2018（平成 30）年に法務局が新規に救済手続を開始した差別待遇に係る人権侵犯事件は、性的指向が 5 件、性自認が 13 件でした。

## **(貧困等にかかる人権課題)**

2014（平成 26）年に施行された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」が2014（平成 26）年 8 月に閣議決定され、それに基づいた取組が進められています。

## **(ホームレス)**

国は、ホームレス自立支援施策として、2002（平成 14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2003（平成 15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しています。2016（平成 28）年の調査で明らかとなったホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等をふまえ、2018（平成 30）年 7 月に、新たな基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

## **(北朝鮮当局による拉致問題等)**

2013（平成 25）年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。また、2017（平成 29）年 4 月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年 11 月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

2018（平成 30）年 12 月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、「国際シンポジウム 拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方」を開催しました。